

## 札幌市環境影響評価審議会規則

平成12年3月30日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号。以下「条例」という。）第47条の規定に基づき、札幌市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員)

第2条 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、審議会に事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員（以下「部会委員」という。）のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を統括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

## 札幌市環境影響評価条例（抄）

平成 11 年 12 月 14 日条例第 47 号

平成 12 年 3 月条例第 7 号

平成 24 年 6 月 13 日条例第 34 号

平成 25 年 6 月 12 日条例第 28 号

### 第 1 章 総則

#### （市等の責務）

第 3 条 市は、この条例の規定による事前配慮、計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、環境の保全の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。

2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による事前配慮、計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を誠実に実施し、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない。

3 市民は、この条例の規定による事前配慮、計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、環境の保全の見地からの有益な情報の提供その他の必要な協力をするように努めなければならない。

### 第 12 章 札幌市環境影響評価審議会

#### （設置）

第 45 条 この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて環境影響評価に関する重要事項を調査審議するため、札幌市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### （組織）

第 46 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(規則への委任)

第 47 条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 13 章 雑則

(適用除外)

第 53 条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

2 (省略)

3 (省略)

## 札幌市環境影響評価技術指針（抄）

環境局長決裁 平成12年5月31日

最近変更 平成25年9月20日

### 第5 配慮書等の公表等

#### 1 配慮書等の公表の周知方法

配慮書等の公表について住民等へより一層の周知を図るため、事業者は、札幌市環境評価条例施行規則に規定する方法以外の方法を用いるなど、可能な限り複数の手法を用いて周知を行うよう努めること。

#### 2 説明会の周知方法

事業者は、説明会の開催について住民等へより一層の周知を図るため、1の配慮書等の公表の周知方法と同様の手法を用いて周知を行うよう努めること。

#### 3 縦覧者等への便宜供与

配慮書等の縦覧について住民へのより一層の便宜を図るため、事業者は可能な限り、希望する住民への配慮書等の貸出しや複写等の便宜に努めること。

また、概要版等を作成した場合は、配布に努めること。

#### 4 配慮書等のインターネット上での掲載の継続

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した配慮書等について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで掲載を継続するよう努めること。特に、評価書については、その事業が着手され供用開始されるまでの期間や事後調査報告書の提出があるまでなど、一定期間、掲載を継続するよう努めること。

なお、掲載を継続する場合は要約書でも可とする。

### 第6 その他

#### 1 施行期日

この指針は、平成25年10月1日より施行する。

（以下省略）